

# 宮城県高等学校文化連盟規約

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本連盟は、宮城県高等学校文化連盟と称し、事務局を会長の指定する学校に置く。

(目的)

第 2 条 本連盟は、学校教育の本旨に則り、県内高等学校の文化活動の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 高等学校文化活動に関する調査・研究
2. 文化に関する研修会・講習会・鑑賞会等
3. 高等学校連合の文化行事
4. 全国高文連行事への参加
5. その他、本連盟の目的達成に必要な事業

(組織)

第 4 条 本連盟は、県内の高等学校・高等部を置く特別支援学校をもって組織する。

(専門部)

第 5 条 本連盟は、次の専門部を置き、その規則を別に定める。

1. 演劇
2. 合唱
3. 吹奏楽
4. 音楽
5. 美術・工芸
6. 書道
7. 放送
8. 囲碁
9. 将棋
10. 自然科学
11. 英語
12. 写真
13. 工業
14. 小倉百人一首かるた
15. 日本音楽
16. ダンス
17. 軽音楽
18. 文芸
19. マーチングバンド・バトントワリング
20. 郷土芸能
21. 弁論
22. 新聞
23. 商業
24. 吟詠剣詩舞
25. 特別支援学校
26. ボランティア

(支部)

第 6 条 本連盟は、次の支部を置き、その規則を別に定める。

1. 仙塩支部
2. 仙南支部
3. 大崎支部
4. 石巻支部
5. 栗原・登米支部
6. 本吉支部

(定通部)

第 7 条 本連盟は、定通部を置き、その規則を別に定める。

## 第 2 章 機 関

第 8 条 本連盟に次の機関を置く。

1. 評議員会
2. 理事会
3. 常任理事会

(評議員会)

第 9 条 1. 評議員会は、全加盟校の代表各 1 名で構成し、次の事項を審議決定する。  
役員の推薦、規約の改廃、専門部の設置改廃、事業計画、予算・決算、総合事業にかかわる企画・運営、その他必要な事項  
2. 評議員会は、会長が招集する。

(理事会)

第 10 条 1. 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、評議員会に提出する事項を審議する。  
2. その他必要な事項を審議し、会務を処理する。

3. 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
4. 必要に応じて会長が若干名の理事で構成する各種委員会を設置し、理事会への答申を行う。

(常任理事会)

- 第11条 1. 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事で構成し、緊急な事項及びその他必要な事項を審議し、会務を処理する。
2. 常任理事会は、必要に応じ会長が招集する。

(会議)

- 第12条 1. 各機関の会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立するものとし、委任状はこれを認める。
2. 議決は、出席者の過半数による。

### 第3章 役員

第13条 本連盟に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、評議員(加盟校数)、理事長1名、常任理事若干名、理事(専門部各1、支部各1、定通部1、会長指名若干名)、専門部長(専門部数)、支部部長6名、定通部長1名、監事2名、参与・顧問若干名

第14条 専門部に次の役員を置く。

専門部長1名、副専門部長若干名、幹事若干名

第15条 支部に次の役員を置く。

支部長1名、副支部長若干名、幹事若干名

第16条 定通部に次の役員を置く。

定通部長1名、副定通部長若干名、幹事若干名

(事務局)

第17条 連盟事務局に次の事務局員を置く。

事務局長1名、庶務担当若干名、会計担当若干名、書記若干名

(役員職務)

第18条 連盟役員職務は次のとおりとする。

- (1)会長は、会務を統轄し、本連盟を代表する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- (3)評議員は、本連盟の事業の審議にあたる。
- (4)理事長は、理事会を統轄し、会務を処理する。
- (5)理事は、理事会を組織し、会務を処理する。
- (6)常任理事は、理事長を補佐し、会務を処理する。
- (7)専門部長は、各専門部を統轄し、代表する。
- (8)支部長は、各支部を統轄し、代表する。
- (9)定通部長は、定通部を統轄し、代表する。
- (10)事務局は、連盟の事務を処理する。
- (11)監事は、会計を監査する。
- (12)参与は参与会を組織し、会務の運営について指導助言する。
- (13)顧問は、会長の諮問に応ずる。

(役員選出)

第19条 1. 役員選出は次のとおりとする。

- (1)会長及び副会長は、参与会の推薦を受け、評議員会で推戴する。

- (2) 専門部長及び副専門部長は、各専門部で選出し、評議員会の承認を経て、会長が委嘱する。
- (3) 支部長及び副支部長は、各支部で選出し、評議員会の承認を経て、会長が委嘱する。
- (4) 定通部長及び副定通部長は、定通部で選出し、評議員会の承認を経て、会長が委嘱する。
- (5) 理事長は、理事会の互選により選出する。
- (6) 理事は、各専門部長及び各支部長並びに定通部長の推薦に基づき、会長が委嘱する。又、会長は必要に応じて若干名の理事を置くことができる。
- (7) 常任理事は、理事会の互選に基づき、会長が委嘱する。
- (8) 監事は、評議員会の推薦により2名選出する。
- (9) 参与は、各加盟学校長をもってあてる。
- (10) 顧問は、評議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

2. 役員の重任は妨げない。

(役員任期)

第20条 1. 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 役員に欠員の生じたときは、必要により補充することがある。ただし任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 計

(経費)

第21条 本連盟の経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第22条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計経理)

第23条 本連盟の会計は、別に定める宮城県高等学校文化連盟会計規程による。

附 則

1. この規約は、評議員会の議決によらなければ変更することができない。
2. この規約は、平成元年11月29日から施行する。
3. 平成 2年6月 8日 第5条 改定
4. 平成 4年6月17日 第5条 改定(12、13を追加)
5. 平成 5年5月21日 第5条 改定(14～16を追加)
6. 平成 7年5月19日 改定(定通部、会長指名理事)
7. 平成11年5月20日 第5条 改定(17を追加)
8. 平成15年5月13日 第5条 改定(18を追加)
9. 平成16年5月13日 第5条 改定(19を追加)
10. 平成17年5月12日 第5条 改定(5を改定)
11. 平成22年5月 6日 第4条 改定
12. 平成23年6月 8日 第10条 改定(4を追加)
13. 平成26年5月16日 第5条 改定(10、14を改定 20～22を追加)
14. 平成27年5月15日 第5条 改定(23～26を追加)